

内容といしましては、町制施行時のものも市制施行後のものに加算するといふようなことを入れておくべきだったわけでございます。あるいは町制施行当時の公職在職期間は市制施行後の在職期間とみなすとか、何らかの方法をとるべきだったと思うわけでございます。当時、市制施行のときに改正条例が多かった関係でそこまで思い至りませんで、経過規定を設けることを忘れたといふようなことがつづいてしまっておりまして、まことに申しわけございせん。ただ、そうかといつて町制施行当時の公職在職期間を抜かすということとは当然にまずいことでございますので、先ほど御説明申し上げましたように、町制施行期間中のものも市制施行後の在職期間と同じように通算するといふことでやっていきたいと思うのでございます。そういった欠陥を生じた条例をつくってしまったことはまことに申しわけございません。

○二十二番（末次性男君） この条例の内容において、福生町議会議員、福生市議会議員を通じて八年というふうな文句を入れてはまずかったのかどうか。實際のことを申しますと、私自身が昭和四十六年に表彰審査委員会の委員長をつとめて、前回もやっておりますので、そういう意味におきまして私も深く反

省はいたしておるものでございますか。この条例の中に福生町というふうな字句を入れたらいいものかどうかということです。やはり条例をつけた以上は、これはい

わゆる町の法律でございますので、この条例を制定、改廃するときには必ず議会の意思決定が必要である。非常に重要なものか、今日までなおやりになつていた。これは発案権はおもに理事者側であると思うので、とにかく専門で研究されて遺漏なきを期してやってこられたにもかかわらず、こういう条例

がいまなお存続していたということは非常に遺憾だと思っております。特にこ

こに印刷してありますように職歴のところ、昭和三十年五月一日福生市議会議員就職、どうしてもこの字句だけは納得しかねるわけです。もしわれわれが履

歴書を出せといわれるようなことがあった場合、こういうことを出してこれは詐称にならないのかどうかというふうなことも考えてみるわけです。こういうことが

公文書として通るものかどうかもう一度御答弁願います。

○助役（篠崎俊夫君） 町制施行当時の公職、たとえば町議会議員という字句を第十條の中に入れても差しつかえないわけでございます。ただ立法上のスタイルとしては附則に経過規定としてうたうのがいいわけでございます。

いずれにいたしましても市議会議員としての在職期間だけということは、この表彰条例が福生町時代からあった条例でございますので、たとえ第十條の中に市議会議員とございまして、ひとつ通算をするような取り扱いにせびさせていたいただきたいと思ひます。

○十七番(関 米吉君) 関連質問です。

「市はこの条例の趣旨に従い、公正な表彰の実施をはかるため表彰審査委員会を置く」ということですが、この表彰に対する表彰審査委員会はいつ開かれましたか。

○助役(篠崎俊夫君) 五月二十一日の午後一時三十分から表彰審査委員会を開きいただきました。

○十七番(関 米吉君) 五月二十一日のそのときに、ただいまの末次議員からの質問のことは論議されませんでしたか。

○助役(篠崎俊夫君) 条例そのものについてはいろいろこまかく申し上げますと、欠点がたくさんあるのでございます。それでそういった問題につきましては今後一括して直すようにというような御発言をいただいておりますが、条例そのもの

についての具体的な御指摘とかいうものについてはございませんでした。ただこういう人々たちを表彰するかどうかというような審議でございました。特にこの市議会議員につきましては、表彰審査委員会にはかりしないで議案を上程できることになっておりますので、自治功労者のうち表彰審査委員会にかかりましたのは井上卓三さんだけでございます。

○十七番(関 米吉君) そうすると、表彰条例第十條に当てはめるために職歴をこういうふうにしたということですが、先ほども末次議員が指摘されましたように、この職歴はやはり町議会議員として云々というような形でちゃんとそのとおり書いて、私も通算することについては異存のある方々はほとんどいないと思うので、この第十條に合わせたばかりにこういうふうな形をもつてくるということ自体おかしいと思う。われわれに議案が配られる以前に気がついていたはずですね。気がついたけれども第十條に合わせるためにこうしたということですね。してみればただいまの議案の前に表彰条例変更に関する条例というのを出せばいい。ちゃんとこの議案ができてくるのだから法令のスタイルとか言うけれども、そのスタイルに沿うなら沿うように附則を設けるべきです。しかる後にこれを提

案するのがあたりまえではないですか。条例に合わせるために職歴をこういうふうやって、はたしてこれが公明な職歴として通るのかといわれると、やはりそういう形には当然でできないと思う。たとえばいろいろな人事案件が出ます。そのときにやはりこういうような問題が出たときに、これは職歴詐称である、あるいは誤記か何かかという問題が出てくる。私は決してこの出ている人たちに文句をつけるとかあるいは通算がいかんというのではない。ただこのところをつくるのにそういうことはつきりわかっていながら、条例の改正を出さないというのはおかしいではないですか。それで条例に不備がございますというのでは冗談ではない。そんな不備なところがあつたらとんとん出してください。そうしなければ今度ほとんどその不備に合わせて行政を進めていかなければいけないという結果になるではないですか。

○議長(貫井喜代次君)

暫時休憩いたします。

午後一時三十八分

休憩

午後二時三十分

開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役(篠崎俊夫君)

現在の福生市表彰条例は制定以来二十年以上たつて

おりまして、時代の進展に伴いまして御指摘をいただきました点、その他改正を要すべき点がいろいろございます。来年の表彰の機会までには必ず適正な表彰条例の案をつくりまして、議会に御提案申し上げるつもりでございますので、今回のところはよろしく願いを申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号から議案第四十七号までの七議案については、それぞれ原案どおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議がありませんので、起立によって採決いたします。

おはかりいたします。

本七議案はそれぞれ同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立二十一名、多数であります。よって議案第四十一号から議案第四十七号までの七議案はそれぞれ同意することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十一議案第四十八号福生市表彰条例に基づく自治功労者について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第四十八号福生市表彰条例に基づく自治功労者について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案記載の井上卓三氏は、議案の裏側に職歴として記載してございまして、教育委員会委員を八年間、選挙管理委員会委員を三年と八カ月間、それぞれおつとめいただきましたことにより、福生市表彰条例の規定に基づき、たまたま御議決をいただきました市議会議員退職者の方々と同様、功労章を送つて自治功労者に指定申し上げる適格者となりましたので、表彰審査委員会の

御審議を経てここに表彰を提案申し上げた次第でございます。

御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○二番(松山 清君) 先ほどの自治功労者と同じように、やはり金バッジというふうな金品のかさむものを贈るということについては、私も現在においてやるべきではないという考えを持っておりますので、その点ひとつ申し述べておきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議がございしますので、起立によって採決いたします。

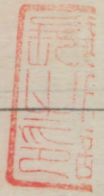
おはかりいたします。

本案は原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(賛成者起立) 起立二十一名 多数であります。 よって議案第四十八号は原案とあり同意することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 議事の進行上、日程第十二から日程第二十四までの十三案を一括して上程いたします。

- 日程第十二議案第四十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第十三議案第五十号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第十四議案第五十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第十五議案第五十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第十六議案第五十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第十七議案第五十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第十八議案第五十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第十九議案第五十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第二十議案第五十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について



日程第二十一議案第五十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十二議案第五十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十三議案第六十号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十四議案第六十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上十三案を一括して議題といたします。
おはかりいたします。

ただいま一括議題となりましたうち、日程第二十二議案第五十九号については、議員の森田治男君の一人身上に関する件だと思われまますので、地方自治法第百十七条の規定により、森田治男君を除くいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって森田治男君を除くすることに決定いたしました。

(五番森田治男君退場)

○議長(貫井喜代次君) 本案について提案理由の説明を求めます。

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括上程されました議案第四十九号から議案第六十一号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての十三議案につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案はいずれも福生市消防団の団員の十五年以上の長期勤続に対する表彰でございます。本年は全員現職の方ばかりでございます。

まず議案第四十九号の村野末男氏は消防第五分団の所屬、次の議案第五十号の森田勝夫氏、議案第五十一号の小林昭氏は消防第二分団の所屬、次の議案第五十二号の磯村一氏、議案第五十三号の吉崎英男氏は消防第四分団の所屬、次の議案第五十四号の細谷忠作氏は消防第五分団の所屬、次の議案第五十五号の石川俊雄氏、議案第五十六号の石川和良氏は消防第一分団の所屬、次の議案第五十七号の渡邊治衛氏、議案第五十八号の清水雅則氏は消防第二分団の所屬、議案第五十九号の森田治男氏、議案第六十号の川島静雄氏は消防第四分団の所屬、次の議案第六十一号の木村久雄氏は消防第一分団の所屬でございます。本年の通算満十五年以上の消防団員の一般表彰者は全部

で十三名でございます。

いずれも表彰審査委員会の御審査を通過しておりますので、御審議をいたしまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

なお、本議会の御議決はちょうどいたしませんか、来たる市制施行記念日に満十五年以上の勤続の優秀職員として現職のままで表彰いたしまする市役所のいわゆる職員表彰の該当者は本年は十六名であることを御参考のために申し添える次第でございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行ないます。

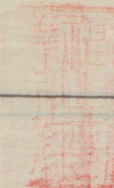
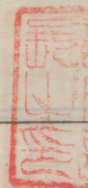
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

ただいま一括議題となっております議案第四十九号から議案第六十一号までの十三案は、それぞれ原案どおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第四十九号から

議案第六十号までの十三案はそれぞれ原案とおり同意することに決定いたしました。

(五番木村田治男君入場)

○議長(貫井喜代次君)

日程第二十五議案第六十二号福生市表彰条例に基づ

く一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君)

議案第六十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰に
ついては、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案記載の熊川団地少年野球部指導者御一同は昭和四十七年七月から現在に至るまでの過去三年間にわたり、東京都住宅供給公社熊川住宅に住む少年たちを対象に、毎週日曜日の午前中、野球の練習を通じまして健全なる精神の育成、学校教育効果の向上、助け合い精神の高揚、あるいは家庭及び社会生活におけるしつけ及び礼儀作法の徹底、時間の厳守、公園の草取り、地域活動

への積極的な参加等、子供たちの社会教育のために尽くされている御業績に対

する表彰でございます。

本案はこの種の社会教育の指導者がこれからたく

さん出ることを期待したものでございます。

御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上

げます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

本案は原案とおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第六十二号は原

案とおり同意することに決定いたしました。

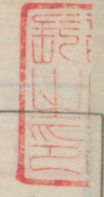
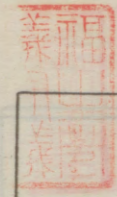
○議長(貫井喜代次君)

案を一括して上程いたします。

議事の進行上、

日程第二十六から日程第三十九までの十四

- 日程第二十六議案第六十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第二十七議案第六十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第二十八議案第六十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第二十九議案第六十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十議案第六十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十一議案第六十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十二議案第六十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十三議案第七十号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十四議案第七十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十五議案第七十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十六議案第七十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十七議案第七十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十八議案第七十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について



日程第三十九議案第七十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上十四案を一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君)

ただいま一括して上程されました議案第六十三号から議案第七十六号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての十四議案につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

これらの案件はいずれも道路用地の市への御寄付に対する一般表彰でございます。この機会に御参考のために表彰を申し上げる資格を申し上げますと、公益のために本市に多額の金品を御寄贈いただきましたときは、個人の場合には十万円以上、法人及び団体の場合には五十万円以上が一般表彰の対象になるのでございまして、その評価額ははっきりいたさない場合には市長がその評価額を定めることに相なっているでございます。

まず議案第六十三号から御説明を申し上げますと、本案記載のとおり木村ヨシ氏から清嚴院幼稚園の裏の私道用地を市道用地にしたための御寄付。

次の議案第六十四号も長谷川アサ氏から熊牛の小林菊三議員のお宅の前の私道用地を市道用地にしたための御寄付。次の議案第六十五号から議案第六十七号までの三議案は福生第一小学校の裏側のその次の私道用地を市道用地にするために関係地主の田村半十郎氏、田村秋男氏、越智敏夫氏の三名の方からの用地の御寄付。次の議案第六十八号は高水惣八氏から熊川の聖愛幼稚園の前の市道用地を一部つけかえまして、すぐにしたための用地の御寄付。次の議案第六十九号と次の議案第七十号は拝島駅の近くの平和橋の付近の私道用地を市道用地にいたしまするために、関係地主の石川芳夫氏及び関四郎氏からの用地の御寄付。次の議案第七十号は世本浩平氏から奥多摩街道より宿橋を渡ったところの市道のすみ切りに必要な用地の御寄付。次の議案第七十二号は秋川市にお住まいの竹内倍蔵氏から福生第一中学校の上の第四号は田村武義氏から福生第四小学校の正門の前の市道用地を拡張したための用地の御寄付。次の議案第七十四号と議案第七十五号も武蔵野ダイヤモンドボールの前の都営住宅の裏側にございます市道用地を拡張したための、石

川武義氏と天野勇氏からの用地の御寄付。最後の議案第七十六号は山岸克己氏から五日市線熊川駅より公園住宅福生団地に通じる富士見歩道橋をかりたために必要な用地の御寄付でございます。

御審議をいただきまして、いずれも満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第六十三号から議案第七十六号までの十四案については、それぞれ原案とおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十三号から

議案第七十六号までの十四案はそれぞれ原案とおり同意することに決定いた

しました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第四十から日程第四十四までの五議案を一括して上程いたします。

日程第四十 議案第七十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十一 議案第七十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十二 議案第七十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十三 議案第八十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十四 議案第八十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上五議案を一括して議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第七十七号から議案第八十号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての五議案につき提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本五議案はいずれも市に対する物品の御寄付に対する一般表彰でございます。まず議案第七十七号は過日黄綬褒章受章の栄誉に浴された岩田長三氏から市立の小中学校あわせて十校に、本案記載のとおり一校につきそれぞれ五万円相当の物品の御寄付。次の議案第七十八号は福生第五小学校に在職中、昨年死された故藤巻 珠先生の御遺志によりまして、その御夫君であられる藤巻虎義氏から同校に対し児童用図書百四十六冊、その他の御寄付。次の議案第七十九号は前教育委員の井上卓三氏から市立の小中学校用として携帯用カラーテレビの録音録画機一式の御寄付。次の議案第八十号は過日福生に支店を設けました大東京信用組合から市立の小中学校十校及び市立の保育園二園に対し、図書九百八十二冊の御寄付。最後の議案第八十一号は東京福生ライオンズクラブから市に対し、夕摩川の堤防及び市内の公園に配置いたしました桜の成木五十本、各種の苗木一千五百本その他の御寄付でございます。

御審議をいただきまして、いずれも満場一致で御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。